



平成 29 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 富士フイルムホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 助野 健児
(コ ー ド 番 号 : 4 9 0 1 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 経営企画部
コーポレートコミュニケーション室長
吉澤 ちさと
(TEL : 03-6271-1111)

第121期有価証券報告書（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）の
提出期限延長に係る承認申請に関するお知らせ

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を、関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係各位におかれましては、ご迷惑とご心配をお掛けしておりますこと深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第121期有価証券報告書（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
2. 延長前の提出期限
平成29年6月30日（金曜日）
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成29年7月31日（月曜日）
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、かねてお知らせしておりますとおり、第121期（平成29年3月期）の決算に当たり、当社の連結子会社である富士ゼロックス株式会社（以下「FX」といいます。）の海外販売子会社Fuji Xerox New Zealand Limited（以下「FXNZ」といいます。）において、第120期（平成28年3月期）以前におけるリース取引の一部において売掛債権

の計上や回収可能性等に関わる会計処理の妥当性について確認する必要性（以下「本件問題」といいます。）が判明したことを受け、平成 29 年 3 月 22 日に社内での調査を開始するとともに、社内調査委員会を組織し調査を進めておりましたが、その調査の進捗に伴って金額規模が明らかになり、過年度修正が必要になると認識いたしました。

さらに、調査の客観性及び信頼性を高めるため、4 月 20 日に第三者委員会を立上げ、5 月中を目途に第三者委員会からの報告を受領する想定でしたが、調査の過程においてアジア・オセアニア地域を統括する Fuji Xerox Asia Pacific Pte. Ltd. の子会社管理体制の不備、FX の監査体制などの内部統制上の問題があり、その結果、当社に適切な実態情報が報告されなかったことが確認されました。さらに Fuji Xerox Australia Pty.Limited においても一部のリース取引について、本来売上一括計上できない取引にもかかわらず前倒しで売上計上する不適切な会計処理があることが判明しました。これにより第三者委員会による調査範囲が当初想定よりも拡大され、本件問題による影響累計額を確定するのに相当の時間を要しました。

この結果、第三者委員会の報告書を受領したのが 6 月 10 日となり、さらに修正内容が個別のリース取引の契約書を過去に遡って確認した上で、会計処理の妥当性を検証し、また売上高の期間帰属等の修正が必要となる内容であることから、第 121 期（平成 29 年度 3 月期）有価証券報告書の前提となる、修正対象の各年度・各四半期の期間損益の監査にはさらに想定以上の時間を要しております。第 121 期（平成 29 年 3 月期）有価証券報告書の提出期限（平成 29 年 6 月 30 日）までに同有価証券報告書及び過年度の有価証券報告書等の訂正報告書に係る監査を完了させ、監査報告書を受領することは困難な状況にあります。

当社としては、独立監査人による監査手続きに全面的に協力し、第 121 期（平成 29 年 3 月期）有価証券報告書の可及的速やかな提出に全力を尽くしてまいりますが、以上の状況に鑑みますと、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び第 121 期（平成 29 年 3 月期）有価証券報告書の提出のために、必要な監査対応をすべて完了するまでにはなお 4 週間程度を要する見込みであり、さらに当社内での必要な手続きに要する時間等を見込みますと、これらの完了には 7 月 31 日まで要する見込みであることから、誠に遺憾ではございますが、上記のとおり提出期限の延長の承認申請を行うことといたしました。

なお、平成 29 年 6 月 12 日に発表いたしました、平成 29 年 3 月期決算に変更はございません。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

以 上